

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 藻岩浄水場 No.3-1 サイクロ減速機修繕
- 2 業者名 水ing エンジニアリング 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由
本修繕の対象機器である No.3-1 サイクロ減速機は、フロックを形成するフロキュレータを動かすための機器であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。
本機器は、(株)荏原製作所が設計・製造及び納入したものである。機器の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、専門整備技術がなければ機能の維持を図ることはできない。
上記業者は、対象設備の整備に必要な技術、資料を製造元と共有し、製造元からその整備を移管されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 液体クロマトグラフ質量分析計修繕
-
- 2 業者名 北海道和光純薬株式会社
-
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、精密水質分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造元の日本ウォーターズ(株)のみが実施可能であり、これ以外の者では適正な履行ができない。
-
- 上記業者は、本修繕対象機器に係る日本ウォーターズ(株)唯一の代理店(代理店証明書別添)である。
-
- 以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
-
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

西町南ポンプ場電源切替器修繕

2 事業者名

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 東日本本部 北海道支社

3 特定理由

本修繕の対象となる電源切替器は西町南ポンプ場電気設備の構成部品である。当該設備は三菱電機株式会社が製造したポンプ場運用の根幹となる重要な設備であり、修繕にあたっては製造者が保有する設計データに基づきシステム全体の厳格な品質管理がなされなければならない。

標記事業者は、対象設備の製造元である三菱電機株式会社から保守・サービス対応を移管されている北海道内唯一の事業者であることから、特定するものである。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。